

議員提出第十二号議案

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める
意見書

三十五人以下学級について、小学校一年生、二年生と続いてきた三十五人以下学級の拡充が予算措置されていないため、日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げることがある。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。さらに、日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応に加え、いじめや不登校など生徒指導の課題もある。こうした課題解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による三十人〜三十五人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障する必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約六割が「小中高校の望ましい学級規模」として、二十六人〜三十人を挙げており、国民も三十人以下学級を望んでいることは明らかである。

子どもたちが全国各地どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫されて非正規教職員も増加している。

よって、国会及び政府におかれては、子どもの学ぶ意欲や主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であるという観点から、平成二十七年政府予算編成において以下の措置を講ずるよう強く要望する。

一 きめ細やかな教育の実現のために、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するとともに、少人数学級を推進すること。

二 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年七月二日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	下村博文殿